

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月29日
【事業年度】	第30期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	アーランドサービスホールディングス株式会社
【英訳名】	ARCLAND SERVICE HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂本 守孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地 新お茶の水ビルディング14階
【電話番号】	03(5217)1531(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室室長 大原 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地 新お茶の水ビルディング14階
【電話番号】	03(5217)1531(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室室長 大原 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (百万円)	30,605	33,327	38,634	44,207	47,163
経常利益 (百万円)	4,135	4,536	4,868	7,721	5,513
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	2,519	2,546	2,366	2,617	3,001
包括利益 (百万円)	2,604	2,742	2,498	2,703	3,114
純資産額 (百万円)	18,402	20,444	21,215	23,057	24,939
総資産額 (百万円)	25,854	29,064	32,723	33,486	35,465
1株当たり純資産額 (円)	566.25	624.25	655.65	711.58	768.94
1株当たり当期純利益 (円)	79.13	79.98	74.34	82.24	94.27
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	78.26	77.72	72.24	79.91	91.61
自己資本比率 (%)	69.7	68.4	63.8	67.6	69.0
自己資本利益率 (%)	14.8	13.4	11.6	12.0	12.7
株価収益率 (倍)	27.2	23.5	29.1	27.5	22.9
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	3,796	3,497	4,054	6,228	3,329
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,453	1,154	3,872	759	1,838
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,563	149	2,600	2,499	1,045
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	15,869	18,358	15,933	18,924	19,416
従業員数 (人)	218	257	638	523	519
(外、平均臨時雇用者数)	(1,705)	(1,796)	(1,997)	(2,048)	(2,283)

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト)は、年間の平均人員を1日8時間換算で()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (百万円)	18,485	15,935	16,732	20,340	26,336
経常利益 (百万円)	1,784	1,474	1,534	1,984	1,873
当期純利益 又は当期純損失() (百万円)	1,039	999	677	507	1,022
資本金 (百万円)	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932
発行済株式総数 (株)	33,096,000	33,096,000	33,096,000	33,096,000	33,096,000
純資産額 (百万円)	14,585	14,894	14,795	13,428	13,495
総資産額 (百万円)	19,975	19,911	20,168	19,562	20,767
1株当たり純資産額 (円)	458.16	467.88	464.76	421.83	423.94
1株当たり配当額 (円)	20.00	24.00	24.00	30.00	30.00
(うち1株当たり中間配当額)	(10.00)	(12.00)	(12.00)	(15.00)	(15.00)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	32.66	31.40	21.27	15.93	32.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	32.30	30.51	20.67	-	31.20
自己資本比率 (%)	73.0	74.8	73.4	68.6	65.0
自己資本利益率 (%)	7.2	6.8	4.6	3.6	7.6
株価収益率 (倍)	65.9	59.9	101.6	-	67.3
配当性向 (%)	61.2	76.4	112.8	-	93.4
従業員数 (人)	51	46	44	55	62
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(15)	(23)	(6)	(8)
株主総利回り (%)	81.4	72.2	83.6	88.6	85.8
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(84.8)	(100.9)	(109.2)	(123.9)	(122.1)
最高株価 (円)	2,712.0	2,241.0	2,260.0	2,487.0	2,275.0
最低株価 (円)	1,951.0	1,806.0	1,268.0	2,019.0	1,988.0

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

- 第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第29期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト)は、年間の平均人員を1日8時間換算で()内に外数で記載しております。
- 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2【沿革】

当社は親会社であるアーランドサービス株式会社が消費者のライフスタイルの変化による外食マーケット市場の成長を見越して、1986年4月に外食事業部を設け、その後、業容の拡大と更なる展開を目指すべく1993年3月2日にアーランドサービス株式会社の外食事業部門の営業を譲り受け、100%出資の子会社として新潟県三条市に設立いたしました。

なお、当社設立以後の事業の変遷は次のとおりであります。

年月	事項
1993年3月	アーランドサービス株式会社を設立。本社を新潟県三条市大字上須頃445番地に設置。
1998年8月	神奈川県相模原市にとんかつ専門店の「かつや」1号店として「かつや相模大野店」を開店。
1999年7月	「かつや」フランチャイズ事業への展開を開始。
1999年11月	東京都新宿区に東京営業所を設置。
2002年2月	東京営業所を東京都新宿区より東京都千代田区神田佐久間町一丁目8番地4へ移転。
2004年4月	本社機能を東京営業所に移転。
2006年12月	本店所在地を東京都千代田区神田佐久間町一丁目8番地4へ変更。
2007年8月	ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所（JASDAQ市場）に株式を上場。
2010年10月	サトレストランシステムズ株式会社（現SRSホールディングス株式会社）との共同出資により、サト・アーランドフードサービス株式会社を設立。 大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場。
2011年10月	会社分割により、子会社のアークダイニング株式会社を設立。
2012年3月	香港にてHikari Consultant Limitedとの共同出資により、Hikari Arcland Food Service Limitedを設立。
2012年5月	香港にて子会社、ARCLAND SERVICE(H.K.)CO., LIMITEDを設立。
2012年11月	本店所在地を東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地へ変更。
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場。
2013年11月	韓国にて孫会社、ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.を設立。
2014年6月	東京証券取引所市場第一部へ上場市場を変更。
2014年10月	マルハニチロ株式会社との共同出資により、アーランドマルハミート株式会社を設立。
2014年12月	神奈川県相模原市中央区にからあげ専門店「からやま相模原店」を開店。
2015年6月	台湾にて環創國際股份有限公司との共同出資により、台湾吉豚屋餐飲股份有限公司を設立。
2015年9月	会社分割により、子会社のエバーアクション株式会社を設立。
2015年12月	子会社エバーアクション株式会社がBAN FAMILY株式会社の全株式を取得し子会社化。
2016年4月	子会社エバーアクション株式会社がBAN FAMILY株式会社を吸収合併。
2016年5月	ARCLAND SERVICE(H.K.)CO., LIMITEDの商号をARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITEDに変更。
2016年7月	持株会社への移行に伴い、商号をアーランドサービスホールディングス株式会社に変更。 会社分割により、子会社の株式会社かつやを設立。
2017年7月	株式会社バックパッカーズの株式を取得し子会社化。
2020年4月	株式会社ミールワークスの株式を取得し子会社化。
2020年6月	コスミックダイニング株式会社と清和ヤマキフード株式会社の全株式を取得し子会社化。
2020年9月	愛知県春日井市に国内における「からやま」直営・FC合わせて100号店目となる「からやま春日井篠木町店」を開店。
2020年12月	子会社コスミックダイニング株式会社が清和ヤマキフード株式会社を吸収合併（簡易合併）、商号をコスミックSY株式会社に変更。
2021年3月	三重県津市にグループ国内外総店舗数700号店目となる「からあげ縁イオンモール津南店」を開店。
2022年2月	千葉県浦安市に国内・海外における「かつや」直営・FCを合わせて500号店目となる「かつや千葉浦安店」を開店
2022年3月	子会社エバーアクション株式会社がアークダイニング株式会社を吸収合併（簡易合併）
2022年4月	東京証券取引所プライム市場へ移行
2022年9月	子会社エバーアクション株式会社が会社分割により、株式会社トピラダイニングを設立

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社10社及び関連会社4社により構成されており、とんかつ専門店「かつや」を中心とする飲食店の経営及びフランチャイズチェーン（以下「F C」という。）本部の運営を主な事業内容としております。

当社グループは外食事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、主要カテゴリー別に記載しております。

1．かつや（国内）

かつや（国内）は、当社グループの主力事業である、国内のとんかつ専門店「かつや」を子会社が直接運営する店舗及びF C本部の運営を行っており、2022年12月31日現在で、国内のとんかつ専門店「かつや」は、直営店139店舗、F C店311店舗の計450店舗を展開しております。

2．からやま・からあげ縁（国内）

からやま・からあげ縁（国内）は、国内のからあげ専門店「からやま」「からあげ縁」を子会社が直接運営する店舗及びF C本部の運営を行っており、2022年12月31日現在で、国内のからあげ専門店「からやま」、「からあげ縁」は、直営店62店舗、F C店109店舗の計171店舗を展開しております。

3．海外事業

海外事業は、海外のとんかつ専門店「かつや」、からあげ専門店「からやま」並びに「天井はま田」を子会社が直接運営する店舗及びF C本部の運営を行っており、2022年12月31日現在で、海外のとんかつ専門店「かつや」は75店舗、からあげ専門店「からやま」は11店舗、「天井はま田」は3店舗の計89店舗を展開しております。

4．その他

その他は、「マンゴツリー」「東京たらこスパゲティ」など2022年12月31日現在で55店舗を展開しております。また、飲食店・量販店向けの冷凍食品の製造・販売を行う冷凍食品事業並びに食肉加工品の製造・販売を行う食肉加工事業及び不動産賃貸事業等を行っております。

なお、当社の親会社はアーケランズ株式会社であり、主な事業はホームセンターの経営であります。当社グループは同社との間で、不動産の賃借を行っております。

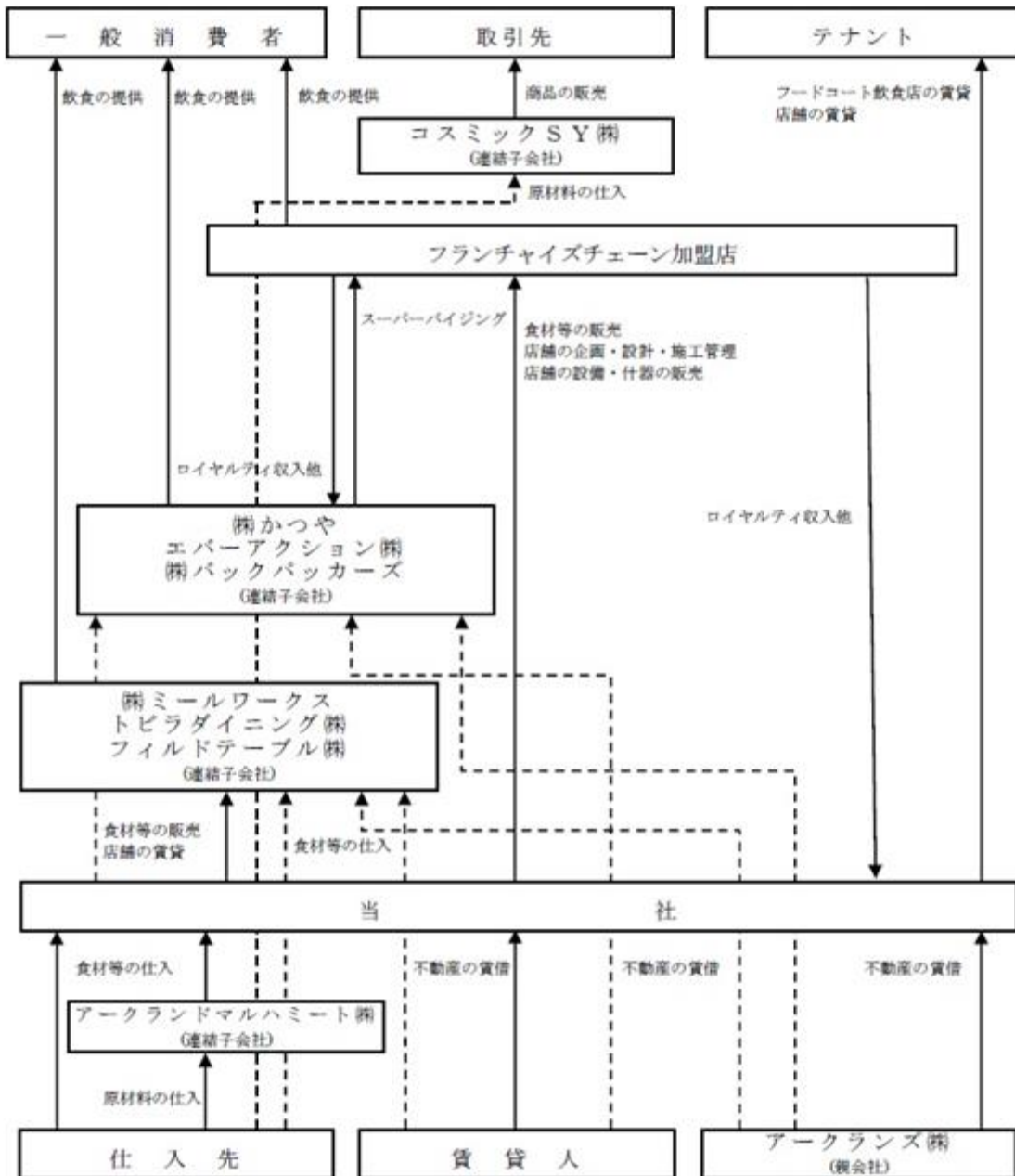
カテゴリー別出店状況（直営店及びF C店）

（2022年12月31日現在）

カテゴリー別	直営店	F C店	合計
かつや（国内）	139	311	450
からやま・からあげ縁（国内）	62	109	171
海外事業	3	86	89
その他	55	-	55
合計	259	506	765

〔事業系統図〕

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有割 合 (%)	関係内容
(親会社) アーランド 株式会社(注)2	新潟県三条市	6,462	卸売・小売・ 不動産事業	被所有 55.0	不動産の賃貸借
(連結子会社) 株式会社かつや (注)3.6	東京都千代田区	80	外食事業	所有 100.0	経営管理 役員の兼任あり
エバーアクション株式会社 (注)3.6	東京都千代田区	42	外食事業	所有 100.0	役員の兼任あり
株式会社ミールワークス (注)5	東京都千代田区	50	外食事業	所有 83.4	経営管理 役員の兼任あり
フィルドテーブル株式会社	東京都千代田区	10	外食事業	所有 100.0	経営管理 役員の兼任あり
株式会社バックパッカーズ	東京都千代田区	1	外食事業	所有 66.0	経営管理 役員の兼任あり
トピラダイニング株式会社	東京都千代田区	10	外食事業	所有 100.0	経営管理 役員の兼任あり
アーランドマルハミート 株式会社(注)3	東京都千代田区	98	外食事業	所有 51.0	経営管理 役員の兼任あり
コスミックS Y株式会社	群馬県前橋市	10	外食事業	所有 100.0	役員の兼任あり
ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区	1百万 香港ドル	外食事業	所有 100.0	役員の兼任あり
ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.	大韓民国 ソウル市	1,000百万 ウォン	外食事業	所有 100.0	役員の兼任あり
(持分法適用関連会社) サト・アーランドフード サービス株式会社(注)4	大阪府大阪市 中央区	50	飲食店の経営	所有 49.0 (49.0)	役員の兼任あり
Hikari Arcland Food Service Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	25百万 香港ドル	飲食店の経営	所有 49.0	役員の兼任あり
台湾吉豚屋餐飲股份有限公司	台湾 新北市板橋区	28百万 台湾ドル	飲食店の経営	所有 49.0	役員の兼任あり

(注)1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出しております。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5. 債務超過会社で債務超過の額は、2022年12月末時点で1,227百万円となっております。

6. 株式会社かつや、エバーアクション株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	株式会社かつや	エバーアクション株式会社
(1) 売上高	16,189百万円	(1) 売上高 6,464百万円
(2) 経常利益	2,311百万円	(2) 経常利益 464百万円
(3) 当期純利益	969百万円	(3) 当期純利益 196百万円
(4) 純資産額	8,127百万円	(4) 純資産額 2,996百万円
(5) 総資産額	12,776百万円	(5) 総資産額 4,137百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(人)
519 (2,283)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト)は、年間の平均人員を1日8時間換算で()内に外数で記載しております。

2. 当社グループの事業セグメントは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
62 (8)	36.0	5.9	5,800

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト)は、年間の平均人員を1日8時間換算で()内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の事業セグメントは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載していません。

(3) 労働組合の状況

アーランドサービスグループ労働組合は、上部団体のU A ゼンセンに加盟しており、2022年12月31日現在における組合員数は5,734名(臨時雇用者を含む)であります。

なお、労使関係については、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

1. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「永劫繁栄、成果主義、少数精鋭、不可能と思うことを可能にする挑戦」の基本理念の下、「高品質などんかつをお値打ち価格で提供する。」をコンセプトとし、1998年8月に独自業態である「かつや」を立ち上げました。今後は、新規業態と併せ店舗数拡大と更なる成長を目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、売上高経常利益率を重要な経営指標目標と考えております。具体的には低原価・低価格・高品質・高収益を追求した新規業態の開発と「かつや」の更なる収益構造の改善を進め、現状の10%以上の経常利益率を今後も維持し続け、また、出店の加速と人材の育成に注力し、外食業界において利益率・成長率の高い企業を目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、主力業態であります「かつや」の客数拡大を重点課題として、様々な施策を実施し、順調に業績を伸ばしてまいりました。今後はさらに飛躍させるべく、店舗におけるQSCAの維持・向上と、「かつや」の既存商品の改善と業態の拡張に注力し、平均月商の引き上げと出店の拡大を図ってまいります。また、新業態の開発にも積極的に取り組み、「かつや」に次ぐ新業態の開発を積極的に行い、事業規模の拡大を図ってまいります。

2. 経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年より続く新型コロナウイルスの感染拡大により、まん延防止等重点措置や3度目の緊急事態宣言が発出されるなど、経済活動が抑制されました。ワクチン接種率の向上もあり、緊急事態宣言の解除後は通常の社会経済活動への回復の兆しが見えつつありますが、新たな変異株の発生もあり、依然として先行き不透明な厳しい状況になっております。

当社グループが属する外食業界におきましても、自治体からの時短営業等の要請に従い対応してまいりました。時短協力金等の支援策があるものの、海外でのロックダウンの影響による仕入れ価格の高騰や、営業再開に向けた人員確保のための人件費の上昇と厳しい状況が続いております。

3. 対処すべき課題

予断を許さない新型コロナウイルス感染症、終息の見えないウクライナ情勢、急激な為替相場の変動や各種原材料価格・資源価格の高騰等、先行き不透明な状況が続いております。このような環境下におきましても、当社グループは、「永劫繁栄」「成果主義」「少数精鋭」「不可能と思うことを可能にする挑戦」を企業理念に、食を通して一人でも多くのお客様に新しい価値をお届け出来る様、以下の課題に対処してまいります。

(1) 「かつや」の店舗強化

店舗のDX化等を推進することによりお客様の利便性を高め、ご来店からお帰りになるまでストレスなくご利用いただける店舗を構築してまいります。引き続き高い需要が見込まれるテイクアウト需要に加え、イートイン需要も改善しつつあることから、お客様のご来店が想定を超えて集中した場合でも十分にご満足いただけるサービスを提供できるようハード面を整備し、従来から高い効果のある販促ツールである100円割引券と併せてリピーターの獲得に努めてまいります。

また、現在の標準モデルよりも小型の店舗を企画し、検討と実証を続けてきた比較的小規模な商圈への出店も進めてまいります。従来から実施してきた各種メディアを利用した広報、高い人気を得た「大人様ランチ」に代表される「圧倒的な商品力」の追求も継続し、更に多くの新規顧客を獲得してまいります。

(2) からあげ事業のブラッシュアップ

試行と検証を続けてきたグランドメニューの変更、一昨年から取り組んできた焼き鳥メニューのクオリティアップ、テイクアウトと相性の良いからあげ惣菜メニューの拡充等により他社との違いを明確にし、また、依然として高い比率で利用されるテイクアウトに適した店舗レイアウトの構築等により、お客様の利用しやすい環境を整えてまいります。

昨今のからあげブームにより市場が拡大するとともに、多くの競合店が現れ、差別化できない店舗は撤退を余儀なくされる等、厳しい状況下ではありますが、からあげ業態の先駆者として魅力ある商品とサービスを提供することにより、好きなおかずランキングでは必ず上位に位置し、底堅い需要を見込むことができる「国民食」のからあげ事業で、更なる進化・成長を続けてまいります。

(3) 新規業態の育成

主力業態である「かつや」「からやま」に次ぐ柱とすべく、成長する可能性の高い業態に注力してまいります。「天井はま田」「東京たらこスパゲティ」は1号店の開店から3年を経過しますが、売上は順調に拡大し、少数ながら複数店舗を展開、今後の出店についても目途が立っています。また、「肉めし岡もと」は1年目の業態ではありますが想定を超える売上が続いており、既に2号店開店に向けた準備を進めています。

いずれの業態も更なる成長に向けた課題は明確になっています。対策も整いつつありますので、実行に移すとともにブラッシュアップを続け、多店舗化、FC化を目指してまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、リスク発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、当社グループの有価証券に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の事項のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) アークランズ株式会社との関係について

当社は外食事業の経営を目的として、アークランズ株式会社の100%出資子会社として設立され、同社の連結子会社となっております。

同社との取引は、主に当社の一部店舗及び同社が運営するホームセンター内のフードコート等の賃貸借があります。店舗及びフードコート等の賃貸借取引の取引条件につきましては、各出店地の賃料相場を基に、それぞれの総投資額及び投資回収期間などを考慮して、両者協議の上、賃借料を決定しております。

同社は、今後も当社を連結子会社として維持する方針ではありますが、同社グループにおける事業戦略などが変更された場合には、当社グループの業績もしくは事業展開に影響を与える可能性があります。

(2) 「かつや」への依存について

当社グループの主力カテゴリーは、かつや（国内）であり、当連結会計年度における売上高の59.3%を占めており、また、当連結会計年度末の店舗数におきましても、国内の「かつや」店舗数450店（直営139、FC311）であり、その他の業態は315店舗であります。今後かつや（国内）は当社グループの主力カテゴリーとして、積極的な新規出店を続けてまいります。一方で、「かつや」に次ぐ新規業態の開発を積極的に行い、多店舗化に向けた経営体制の確立を強化する所存であります。しかしながら、食材調達が安定的に確保できなかった場合や国内景気の悪化などにより、当事業の展開に何らかの支障が生じた場合、また、とんかつに対する消費者の嗜好に変化が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) FC展開について

当社グループは、FC加盟店（以下「加盟店」という。）による「かつや」、「からやま」並びに「からあげ縁」店舗の出店を積極的に進めることを今後の事業拡大の基本方針としております。今後のFC店舗の増加を見据え、FC管理業務を行うFC本部体制の強化に努めておりますが、今後、FC本部体制の構築が事業拡大に伴って進展しない場合、又は、加盟店の発掘、店舗物件の確保が想定どおり進捗せずFC店舗が計画どおり出店できない場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) FC加盟契約締結後の出店状況について

当社グループは、FC加盟希望者とFC加盟契約（以下「加盟契約」という。）を締結し、加盟契約に定めた区域（エリア）において、当社グループが定める商標の使用によって加盟店が店舗を自ら開店し、経営する権限を付与しております。また、加盟契約では、契約締結後6ヶ月以内に出店することになっており、出店場所の確保は加盟店側の責任としておりますので、加盟店が出店場所を確保できなかった場合でも当社グループがその責任を負わないこと及び加盟店から收受するFC加盟金（以下「加盟金」という。）は、理由の如何を問わず一切返還しないものと定められております。

なお、未出店となっている加盟契約に関しては、各加盟店の出店意欲及び加盟金は返還しないことを改めて確認しておりますが、今後において契約解除の理由などを考慮して当社グループが加盟店に対して加盟契約解除に伴う費用を支払う可能性もあり、その場合は当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 競合について

当社グループの事業領域である外食業界では、大手チェーン店の急速な店舗展開やコンビニエンスストアによる弁当、惣菜類の販売といった他産業からの参入などにより、競争が激化しております。

そのような中で当社グループは、既存商品のブラッシュアップやフェアメニューの強化など、競合他社との差別化に向けた施策を講じながら収益力の向上に努めてまいり所存であります。しかしながら、今後、他の外食業者や中食業者を含めた競合他社との競争が更に激化した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 食材の調達について

当社グループは、豚肉、鶏肉、米、野菜等の食品を扱っているため、口蹄疫や豚コレラ、鳥インフルエンザ、BSE等の疫病の問題、又は天候不順などによる農作物の不作や残留農薬などの問題等により食材の調達に影響を受ける可能性があります。調達ルートを複数確保するよう努めておりますが、食材の安定的な確保に支障が生じた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 店舗物件の確保について

当社グループは、不動産業者等から物件情報を入手し、出店先の立地条件、賃借条件など当社グループの出店基準に合致した物件への出店を決定しておりますが、当社グループの出店基準に合致した店舗物件の確保が想定どおり進捗せず、新規店舗が計画どおり出店できない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 人材の確保・育成について

当社グループは、新規出店等の業容の拡大に伴い、社員及びパート・アルバイトの採用数の増加を図っておりますが、雇用情勢の改善、若年層の減少などにより、人材の確保及び育成が計画どおりに進捗しなかった場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 法的規制について

食品衛生法

当社グループが運営する各店舗は「食品衛生法」により規制を受けております。「食品衛生法」は、食品の安全性確保のため公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とした法律であります。

飲食店を営業するにあたっては、食品衛生責任者を置き、厚生労働省令の定めるところにより都道府県知事の許可を受ける必要があります。当社グループにおきましては、自社での定期的な衛生点検に加え、専門業者による衛生検査や細菌検査等の店舗衛生点検を直営・F C全店に対し客観的な観点から実施しており、安全な商品を消費者に提供するための衛生管理を徹底しておりますが、万一、食中毒等の事故が起きた場合は、この法的規制により食品等の廃棄処分、一定期間の営業停止、営業の禁止、営業許可の取消しを命じられるというリスクがあり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

中小小売商業振興法

当社グループがF C展開を行う上で、「中小小売商業振興法」による規制を受けております。これにより当社グループのF C事業の内容やF C加盟契約書の内容を記載した法定開示書面の事前交付が義務付けられております。

当社グループは、加盟店としての出店希望者と十分な面談の上、F C加盟契約を締結しており、本書発表日現在、F C加盟契約に関する訴訟や紛争はありませんが、加盟店からF C加盟契約に関する訴訟が提起された場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

短時間労働者に対する社会保険の適用拡大について

当社グループは、飲食店を多店舗展開しているため、多くの短時間労働者を雇用しておりますが、今後、短時間労働者への社会保険の適用基準の拡大が行われた場合には、社会保険料の増加、短時間労働者の減少等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 敷金及び保証金の回収について

当社グループは、賃借による出店形態を基本としております。店舗の賃借に際しては家主へ敷金及び保証金を差し入れております。契約に際しては、物件所有者の与信管理を慎重に行っておりますが、今後契約期間満了による退店等が発生した際に、物件所有者の財政状態によっては回収不能となる場合があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 減損会計について

当社グループの店舗の営業成績に悪化が見られ、その状況の回復が見込まれない場合、固定資産及びリース資産について減損会計を適用する場合があります。当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 自然災害、パンデミックの発生について

当社グループは、全国各地に店舗を出店しておりますが、大規模な地震、風水害、火災による事故等が発生し、営業活動に支障が生じた場合、あるいはお客様、従業員に人的被害があった場合、また、強毒性のウイルス感染によるパンデミックが発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(13) 海外展開におけるカントリーリスクについて

当社グループは、海外での事業展開を目的に積極的に海外進出を行っておりますが、進出国における政情、経済、法規制などの同国特有のカントリーリスクにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(14) 為替リスクについて

当社グループ会社の現地通貨建ての資産・負債等は、連結財務諸表作成のために円換算されます。したがって、為替相場の変動により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度の連結業績は、売上高47,163百万円（前期比6.7%増）、営業利益4,932百万円（同0.5%増）、経常利益5,513百万円（同28.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益3,001百万円（同14.6%増）となりました。

なお、当社グループは外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、外食事業における主要カテゴリーの業績概況は以下の通りであります。

かつや（国内）

既存店売上高の確保と更なる売上拡大に注力し、15回のフェアメニューと3回のキャンペーンを実施いたしました。

出退店につきましては、直営店7店舗・F C店11店舗を出店しましたが、直営店3店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の店舗数は純増15店舗の450店舗となりました。

以上の結果、「かつや（国内）」の売上高は前連結会計年度から2,722百万円増加し、27,961百万円（前期比10.8%増）となりました。

からやま・からあげ縁（国内）

既存店売上高の確保と類似店との差別化を図り13回のフェアメニューと3回のキャンペーンを実施いたしました。

出退店につきましては、「からやま」を直営店10店舗・F C店4店舗出店しましたが、直営店2店舗・F C店3店舗を閉店したことにより、店舗数は純増9店舗の126店舗となりました。「からあげ縁」においてはF C店7店舗を出店しましたが、直営店6店舗・F C店6店舗を閉店したことにより、店舗数は純減5店舗の45店舗となりました。国内「からやま」と「からあげ縁」を合わせた当連結会計年度末の店舗数は純増4店舗の171店舗となりました。

以上の結果、「からやま・からあげ縁（国内）」の売上高は前連結会計年度から2百万円増加し、9,550百万円（前期比0.0%増）となりました。

海外事業

海外事業につきましては、「かつや」「からやま」のF C店15店舗の出店、「かつや」「からやま」等のF C店4店舗の閉店により、当連結会計年度末の店舗数は純増11店舗の89店舗となりましたが、地域統括会社の機能を本邦へ移管した結果、海外事業の売上高は前連結会計年度から70百万円減少し、323百万円（前期比18.0%減）となりました。

その他

その他の事業につきましては、新業態の直営店5店舗の閉店と直営店13店舗・F C店2店舗の閉店により、当連結会計年度末の店舗数は純減10店舗の55店舗となりました。また、食肉加工事業、冷凍食品事業の売上高は順調に推移し、その他の売上高は前連結会計年度から302百万円増加し、9,329百万円（前期比3.4%増）となりました。

(2) 当連結会計年度の財政状態の概況

(資産)

当連結会計年度末の流動資産の残高は25,259百万円となり、前連結会計年度末の23,554百万円から1,704百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が491百万円、売掛金が687百万円、商品及び製品が196百万円、その他が295百万円増加したためであります。

当連結会計年度末の固定資産の残高は10,205百万円となり、前連結会計年度末の9,931百万円から274百万円増加いたしました。これは主に、建物及び構築物が458百万円、機械及び装置が69百万円増加したものの、商標権の減損及び減価償却により239百万円減少したためであります。

この結果、総資産は、35,465百万円となり、前連結会計年度末の33,486百万円から1,979百万円増加いたしました。

(負債)

当連結会計年度末の流動負債の残高は8,883百万円となり、前連結会計年度末の6,753百万円から2,130百万円増加いたしました。これは主に、未払法人税等が908百万円減少したものの、買掛金が579百万円、1年内償還予定の社債が2,009百万円、契約負債が396百万円増加したためであります。

当連結会計年度末の固定負債の残高は1,641百万円となり、前連結会計年度末の3,674百万円から2,033百万円減少いたしました。これは主に、1年内償還予定の社債への振替により、社債が2,009百万円減少したためであります。

この結果、負債合計は、10,525百万円となり、前連結会計年度末の10,428百万円から97百万円増加いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産の残高は24,939百万円となり、前連結会計年度末の23,057百万円から1,881百万円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益3,001百万円の計上がありました。配当金955百万円を支払ったためであります。

この結果、自己資本比率は69.0%（前連結会計年度末は67.6%）となりました。

(3) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ491百万円増加し、19,416百万円となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は3,329百万円（前期比46.6%減）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益4,696百万円に加えて、店舗閉鎖損失が372百万円、現金支出を伴わない減価償却費が646百万円、のれん償却額が71百万円、減損損失が524百万円あったものの、法人税等を2,885百万円支払ったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は1,838百万円（前期比142.2%増）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出が1,741百万円、敷金及び保証金の差入による支出が154百万円あったものの、敷金及び保証金の回収による収入が117百万円、有形固定資産の売却による収入が63百万円あったためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は1,045百万円（前期比58.2%減）となりました。

これは主に、短期借入金の純減額100百万円、配当金の支払額955百万円があったためであります。

(4) 仕入及び販売の実績

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、仕入実績は品目別、販売実績はカテゴリー別に記載しております。

a. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	仕入高(百万円)	前連結会計年度比(%)
肉	9,601	110.2
米	2,478	104.1
食油・漬物・調味料	3,368	125.6
野菜・卵	1,937	112.7
小麦粉・パン粉	1,027	123.1
酒類・飲料	188	142.7
その他の食材等	3,475	100.8
合計	22,077	110.9

b. 販売実績

カテゴリー別販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

カテゴリー別	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	売上高(百万円)	前連結会計年度比(%)
かつや(国内)	27,961	110.8
からやま・からあげ縁(国内)	9,550	100.0
海外事業	323	82.0
その他	9,329	103.4
合計	47,163	106.7

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

当連結会計年度の財政状態の分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 当連結会計年度の財政状態の概況」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績の分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載しております。

戦略的現状と見通し

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

a. キャッシュ・フローの状況

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況」に記載しております。

b. 資金需要及び財務政策

当社グループの投資資金需要の主なものは、店舗の出店・改装投資及び情報関連投資であります。営業活動によるキャッシュ・フローの範囲内における投資を原則としておりますが、戦略的な出店等による資金需要に対しては、主として金融機関からの借入金等により対応することにしております。

経営者の問題意識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

「かつや」フランチャイズチェーン加盟契約

当社グループは、「かつや」フランチャイズチェーンを展開するために、株式会社かつやと加盟店との間で加盟契約を締結しております。なお、主な契約内容の要旨は次のとおりであります。

名称	「かつや」フランチャイズチェーン加盟契約												
内容	株式会社かつや（以下、「本部」）が統括し、かつ開発したノウハウに基づいて運営される「かつや」フランチャイズチェーンに加入し、加盟店として契約に定めた場所において、また本部が定める商標及び本部が供給する食材や厨房設備等の使用によって店舗を自ら開店し、経営する権限を付与する。												
契約期間	店舗を開店した日から満5年間又は、契約した日から5年6ヶ月間のいずれか先に到来する期日までその効力を有する。 加盟店より契約期間満了の3ヶ月前までに書面にて更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約はさらに同一内容で自動的に5年間更新されるものとし、以後の期間満了の場合も同様とする。												
契約条件	加盟金	契約締結時に500万円を支払。											
	加盟保証金	契約店舗開店日10日前までに200万円を支払。											
	更新料	期間満了の80日前までに100万円を支払。											
	ロイヤルティ	当該加盟店の累計出店店舗数に応じて、売上高に下記適用率を乗ずる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>累計店舗数</th> <th>適用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3店舗以下</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>4～6店舗</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>7～9店舗</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>10～19店舗</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>20店舗以上</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table>	累計店舗数	適用率	3店舗以下	5.0%	4～6店舗	4.5%	7～9店舗	4.0%	10～19店舗	3.5%	20店舗以上
累計店舗数	適用率												
3店舗以下	5.0%												
4～6店舗	4.5%												
7～9店舗	4.0%												
10～19店舗	3.5%												
20店舗以上	3.0%												

名称	「かつや」フランチャイズチェーン加盟契約（区域内複数出店契約）												
内容	株式会社かつや（以下、「本部」）が統括し、かつ開発したノウハウに基づいて運営される「かつや」フランチャイズチェーンに加入し、加盟店として契約に定めた場所（区域内）において、また本部が定める商標及び本部が供給する食材や厨房設備等の使用によって店舗を自ら開店し、経営する権限を付与する。 なお、契約等で定めた区域内においては、開店店舗数の制限はない。 区域とは、市、県又は複数市、複数県の広域範囲とする。												
契約期間	契約した日から5年間その効力を有する。 加盟店より契約期間満了の3ヶ月前までに書面にて更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約はさらに同一内容で自動的に5年間更新されるものとし、以後の期間満了の場合も同様とする。												
契約条件	加盟金	契約締結時に一定額を支払。											
	加盟保証金	契約店舗1店舗開店毎に開店日10日前までに一定額を支払。											
	更新料	以下の計算式に基づいて算出した金額を期間満了の80日前までに支払。 更新料 = 本契約店舗の合計営業月数 ÷ 60ヶ月（5年） × 100万円 注）本契約店舗の合計営業月数は本契約期間で算出する。											
	ロイヤルティ	当該加盟店の累計出店店舗数に応じて、売上高に下記適用率を乗ずる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>累計店舗数</th> <th>適用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3店舗以下</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>4～6店舗</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>7～9店舗</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>10～19店舗</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>20店舗以上</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table>	累計店舗数	適用率	3店舗以下	5.0%	4～6店舗	4.5%	7～9店舗	4.0%	10～19店舗	3.5%	20店舗以上
累計店舗数	適用率												
3店舗以下	5.0%												
4～6店舗	4.5%												
7～9店舗	4.0%												
10～19店舗	3.5%												
20店舗以上	3.0%												

5【研究開発活動】

特に記載すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、かつや直営店の積極展開、新規業態展開のため、当連結会計年度において総額1,686百万円の設備投資を実施いたしました。主にかつや直営店7店舗、からやま直営店10店舗、その他直営店5店舗の新規出店等によるものであります。

なお、当社グループの事業セグメントは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。また、当連結会計年度中において、重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び構築物 (百万円)	機械及び装置 (百万円)	土地 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社他16箇所 (東京都千代田区他)	業務統括設備	419	5	136	4	566	62 (8)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 従業員数の()は臨時雇用者数であり、平均雇用人数を外数で表示しております。

(2) 国内子会社

2022年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び構築物 (百万円)	機械及び装置 (百万円)	リース資産 (百万円)	土地 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)かつや	かつや相模大野店 他142店(東京都他)	店舗設備	2,514	80	-	-	16	2,611	158 (1,230)
エバーアクション(株)	からやま新橋店他61店 (東京都他)	店舗設備	1,933	83	-	-	37	2,053	61 (601)
(株)ミールワークス	マンゴーツリー東京 他27店 (東京都他)	店舗設備	0	0	0	-	0	0	97 (185)
フィルドテーブル(株)	東京たらこスパゲッティ 渋谷店 他16店(東京都他)	店舗設備	190	11	-	-	2	203	39 (135)
(株)バックパッカーズ	本社 (東京都)	業務統括設備	94	6	-	-	-	101	3 (-)
(株)トピラダイニング	肉めし岡もと新橋店 他5店 (東京都他)	店舗設備	102	6	-	-	0	109	8 (46)
アーランドマルハミート(株)	川崎工場 (神奈川県)	生産設備	215	41	0	-	0	257	9 (7)
コスミックSY(株)	前橋工場他1棟 (群馬県)	生産設備	217	181	17	247	4	669	70 (60)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 従業員数の()は臨時雇用者数であり、平均雇用人数を外数で表示しております。

(3) 在外子会社

2022年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び構築物 (百万円)	機械及び装置 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
ARCLAND SERVICE KOREA CO.,LTD.	はま田鍾路店他2店 (大韓民国ソウル市他)	店舗設備	-	-	-	-	12 (11)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 従業員数の()は臨時雇用者数であり、平均雇用人数を外数で表示しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、出店計画に基づき、業績動向、経済動向をふまえて総合的に判断し策定しております。

2022年12月31日現在において計画している重要な設備の新設は次のとおりであります。なお、重要な設備の除却等の計画はありません。

重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
㈱かつや かつや直営店10店舗 はま田直営店4店舗	首都圏他	店舗設備	806	-	自己資金	2023年 1月	2023年 12月	504席
エバーアクション㈱ からやま直営店7店舗	首都圏他	店舗設備	504	-	自己資金	2023年 1月	2023年 12月	280席

(注) 1. 投資予定金額には敷金及び保証金を含んでおります。

2. 上記の他、直営店21店舗の改装として210百万円を計画しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	98,400,000
計	98,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	33,096,000	33,096,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	33,096,000	33,096,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	
決議年月日	2018年7月27日
新株予約権の数(個)	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	921,900(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,179(注)3
新株予約権の行使期間	自 2018年8月14日 至 2023年8月13日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,179 資本組入額 1,090(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
新株予約権の行使の際に出資の目的と財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権付社債の残高(百万円)	2,009

(注)1. 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

2. 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
- (2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、2,179円とする。なお、転換価額は以下、 から に定めるところに従い調整されることがある。

転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 時価（ () に定義される。 ）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記() の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。 ）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。 ）調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- () 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。 ）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。 ）その他の証券又は権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当て（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。 ）は、新株予約権を無償発行したのものとして本() を適用する。
調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。 ）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、本() に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。 ）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。
- () 上記()乃至() の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()乃至() にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日

から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- () 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- () 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に又はに基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- () 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- () 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

からにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、2018年8月14日から2023年8月13日((注)7.(2)、(注)7.(2) () から()、(注)7.(2) () から()に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日(先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。)

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、(1)から(10)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は(注)3.(3)からと同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、(注)

4. に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、(注)4. に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本号に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされ

る場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

7. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2023年8月14日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、(2)に定める金額による。

(2) 繰上償還

コールオプション条項による繰上償還

2021年2月14日以降、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含み、以下「終値」という。）が、20連続取引日（「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、当社普通株式の普通取引の終値のない日は除く。以下同じ。）にわたり、基準価額（以下に定義する。）未満であった場合、当社は、当該20連続取引日の末日から30取引日以内に、本新株予約権付社債の社債権者に対して通知を行った上で、当該通知日から45日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

「基準価額」とは、本新株予約権付社債の当初転換価額（（注）3.（3）の50%相当額とし、（注）3.

(3) から に記載の転換価額の調整条項に準じて調整されるものとする。

当社に生じた事由による繰上償還

() 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日直前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

イ. 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（（注）3.（3）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

ロ. イ. 以外の場合会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において（注）3.（3）及び に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、（注）3.（3）から に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、（注）7.（ ）に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

() 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付け者が公表又は容認し（但し、当社又は公

開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、(注)7.

()に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。(注)7.()()の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、(注)7.()の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に(注)7.()に基づく通知が行われた場合には、(注)7.()の手続が適用される。

() スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、(注)7.()に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

社債権者の選択による繰上償還

() 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由(以下に定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、(注)7.()に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合

() 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2021年2月14日(但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由(以下に定義する。)が生じた場合には、当該事由が生じた日)以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいう。

当社の各事業年度に係る連結損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

() 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

8. 買入消却

- (1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2017年7月1日 （注）	16,548,000	33,096,000	-	1,932	-	1,884

（注）2017年7月1日付で普通株式1株を普通株式2株に分割し、発行済株式総数が16,548,000株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	11	16	195	116	31	30,240	30,609	-
所有株式数（単元）	-	20,020	3,738	176,526	24,222	139	106,224	330,869	9,100
所有株式数の割合（%）	-	6.05	1.13	53.35	7.32	0.04	32.11	100.00	-

（注）自己株式1,261,445株は、「個人その他」に12,614単元及び「単元未満株式の状況」に45株を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
アーランド株式会社	新潟県三条市上須頃445	17,520,000	55.03
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,619,900	5.09
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	687,100	2.16
坂本 守孝	東京都世田谷区	305,800	0.96
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3-1	259,800	0.82
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	247,600	0.78
白井 貴世子	東京都目黒区	240,000	0.75
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	198,733	0.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	160,000	0.50
伊藤 永	埼玉県三郷市	140,000	0.44
計	-	21,378,933	67.16

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	427,400株
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	207,400株

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,261,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,825,500	318,255	-
単元未満株式	普通株式 9,100	-	-
発行済株式総数	33,096,000	-	-
総株主の議決権	-	318,255	-

【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式 数(株)	他人名義 所有株式 数(株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
アーランドサービス ホールディングス株式 会社	東京都千代田区神田駿河台四丁目3 番地 新お茶の水ビルディング14階	1,261,400	-	1,261,400	3.81
計	-	1,261,400	-	1,261,400	3.81

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,261,445	-	1,261,445	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、配当政策の基本的な考え方として、利益配分については経営基盤の強化のため将来の事業展開に備え内部留保に留意し、安定した配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

上記方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、中間配当15.0円と期末配当15.0円の年間30.0円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び今後の新規出店に備え、事業活動の充実・拡充を図るための有効投資に努めてまいり所存であります。

当社は、会社法第454条第5項に規定する「中間配当を取締役会決議で行うことが出来る」旨定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年7月29日 取締役会決議	477	15.0
2023年3月28日 定時株主総会決議	477	15.0

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを重要な経営課題のひとつと認識しており、顧客、株主を含めたステークホルダーの皆様から評価され、当社グループの持続的な成長と企業価値向上を図るため、企業倫理の確立とともにコンプライアンスの強化を中心に行っております。また、各事業の経営責任を明確にし、意思決定を迅速化するため、常に、経営組織体制や仕組みを整備強化していくことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役を除く取締役6名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）を選任しております。

取締役会は、下記の議長及び構成員の計9名で構成されており、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行なう意思決定機関として、毎月1回定例開催しております。なお、取締役会にはすべての監査等委員である取締役が出席し、取締役の業務執行の状況を監査できる体制となっております。

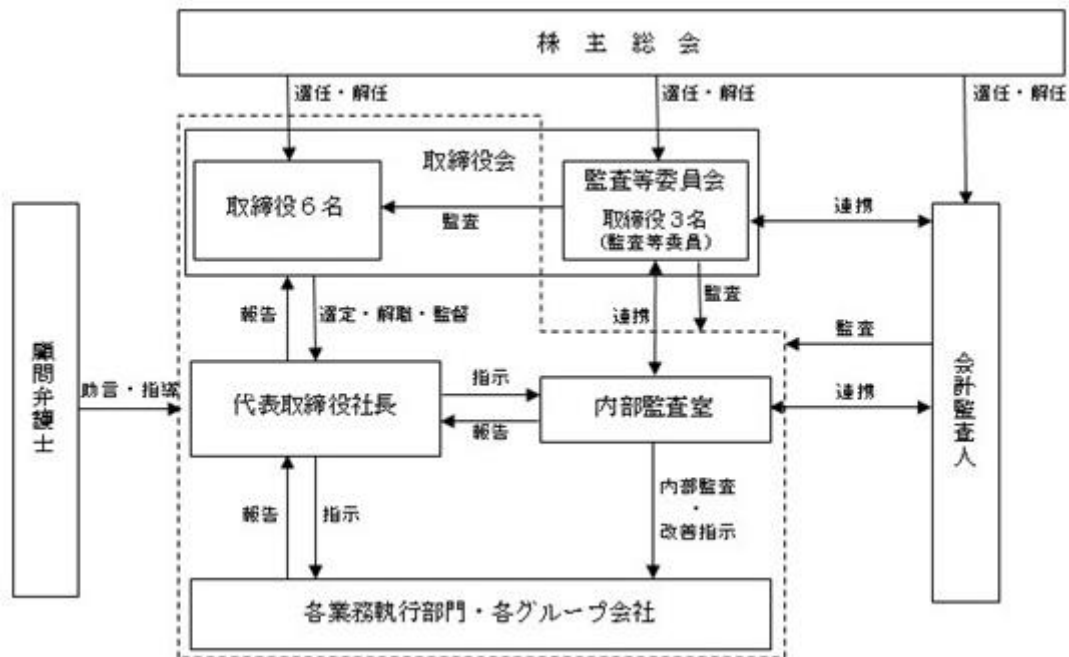
また、意思決定機能の迅速化及び経営監督機能の強化を目的として、経営会議を毎週1回定例開催しております。経営会議は、常勤取締役3名で構成されており、予算実績比較分析、財務状況及び出店計画等の進捗について検討を行い、法令で定められている取締役会決議事項以外の重要項目について意思決定を行っております。

更に、執行役員制度を導入し、意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能の分離・分権化を通じ、迅速な意思決定と業務執行を実現する経営管理組織の整備に取り組んでおります。

設置している機関の名称・構成員は以下の通りです。

名称	構成員	
	役職	氏名
監査等委員会	常勤取締役（監査等委員）	今田 善和（議長）
	社外取締役（監査等委員）	八木 康行
	社外取締役（監査等委員）	花房 幸範
取締役会	代表取締役	坂本 守孝（議長）
	取締役副社長	大内 勇一
	取締役	渡部 貴
	社外取締役	古川 徳厚
	社外取締役	宮部 秀雄
	社外取締役	桑原 豊
	常勤取締役（監査等委員）	今田 善和
	社外取締役（監査等委員）	八木 康行
	社外取締役（監査等委員）	花房 幸範
経営会議	代表取締役	坂本 守孝（議長）
	取締役副社長	大内 勇一
	取締役	渡部 貴

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。



□．当該体制を採用する理由

経営の意思決定機能と、業務執行を監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制となっております。また、取締役の業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、社外取締役5名を選任しております。

監査等委員会は、豊富な経験や知見を活かし、取締役の職務の執行について監査しており、監査等委員である2名の社外取締役は、その専門的見地から適切な監査・監督機能を果たしております。また、情報の収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携につきましては、常勤の監査等委員が媒介となり、定期的に情報交換を行うことにより、有機的に連携しております。

なお、社外取締役5名は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。

今後も社外取締役を含めた監査・監督機能を更に強化するとともに内部監査及び情報開示の充実を図り、顧客、株主を含めたステークホルダーの皆様から評価される企業経営を目指してまいります。

企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備の状況)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

a．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育・研修等を行う。内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを総務部に設置して運営する。

b．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、監査等委員会の要求があった場合には、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置く。監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その旨を役員及び従業員に周知する。監査等委員会スタッフの人事については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とする。

- c. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
 - 2) 当社は当社の取締役または使用人等が親会社及び子会社の取締役、監査等委員会、使用人等またはこれらの者から報告を受けたときは、すみやかに当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。
 - 3) 常勤の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、月次会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。
 - 4) 当社は、報告を行った者に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- d. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合には、当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- e. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、随時弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図っていくこととする。
- f. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。また、取締役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。
- g. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 「リスク管理規程」により担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、担当部門においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に担当取締役に報告する。担当取締役が重要と判断したものについては取締役会に報告し、取締役会で改善策を審議・決定する。
- h. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- i. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範・規則をグループ規程類として整備する。
 - 2) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従いグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、グループ各社の取締役に対し取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備が含まれる。
 - 3) 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。
 - 4) 監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密な連携等の確な体制を構築する。
 - 5) グループ各社の自主独立性を尊重するとともに、関係会社規程に伴い、各社から業務に関する定期的な報告・連絡などを受ける。
 - 6) 当社グループの業務運営及びリスクマネジメントに関する制度・規程を整備し、この制度・規程を適切に運用することにより、グループの業務の健全性及び効率性の向上を図る。

j．財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

k．反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、弁護士などの外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定款で定めております。これにより、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(役員等との間で締結している補償契約の内容の概要)

当社は、役員等との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

(取締役会で決議できる株主総会決議事項)

イ．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することが出来る旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ロ．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することが出来る旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ハ．中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることが出来る旨定款に定めております。これは、剰余金の中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(取締役の定数)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする旨定款に定めております。

また、当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする旨定款に定めております。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものと定めております。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する方針)

当社は、支配株主を有しております。一般的に支配株主を有する会社は、支配株主からの支配及び影響を有形無形に受け、これにより少数株主の利益が害される可能性があると言われております。当社の支配株主であるアークランズ株式会社の主な事業はホームセンターの運営であり、親会社グループにおいて外食事業を営んでいる会社は当社グループ以外にはなく、当社グループ事業の展開に何らの影響はございません。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役)	坂本 守孝	1985年3月13日生	2007年4月 岡三証券株式会社入社 2010年9月 当社入社 2015年9月 エバーアクション株式会社 取締役営業本部長就任 2016年7月 エバーアクション株式会社 常務取締役就任 2018年10月 エバーアクション株式会社 代表取締役社長就任 2021年3月 当社取締役就任 2021年7月 当社代表取締役社長就任(現任) ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED 代表取締役社長就任(現任) ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD. 代表理事就任(現任) アーランドマルハミート株式会社 代表取締役就任(現任) コスミックSY株式会社 代表取締役就任(現任) 2022年4月 株式会社バックパッカーズ 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	305,800
取締役副社長	大内 勇一	1967年12月4日生	1991年1月 株式会社レイズインターナショナル入社 2005年9月 同社代表取締役社長就任 2006年12月 同社専務取締役就任 2012年11月 株式会社鉄人化計画取締役副社長就任 2016年2月 株式会社プレコダイニングラボ 取締役社長就任 2018年3月 当社入社 2019年7月 株式会社かつや取締役副社長就任 2020年1月 株式会社かつや 代表取締役社長就任(現任) 2021年3月 当社取締役就任 2021年7月 当社専務取締役就任 2022年1月 当社取締役副社長就任(現任)	(注)3	-
取締役	渡部 貴	1974年6月30日生	1997年4月 当社入社 2014年1月 当社海外事業部次長 2016年1月 当社海外事業部部長 2018年1月 当社執行役員就任 2020年7月 アークダイニング株式会社 代表取締役社長就任 2022年1月 エバーアクション株式会社 代表取締役社長就任(現任) 2023年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	古川 徳厚	1981年5月1日生	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インク・ジャパン入社 2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任 事業組合(現株式会社アドバンテッジ パートナーズ)入社 2020年3月 日本パワーファスニング株式会社 取締役就任(現任) 2020年3月 当社取締役就任(現任) 2020年6月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 取締役/パートナー就任 2022年9月 グロースパートナーズ株式会社 代表取締役(現任) 2023年1月 株式会社プロレド・パートナーズ 取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	宮部 秀雄	1950年10月6日生	1973年4月 大洋漁業株式会社 (現マルハニチロ株式会社)入社 2003年6月 同社取締役就任 2006年4月 同社常務取締役就任 2006年4月 株式会社マルハグループ本社 常務執行役員就任 2006年6月 同社取締役就任 2008年4月 株式会社マルハニチロ食品 常務取締役就任 2008年4月 株式会社マルハニチロ畜産 代表取締役社長就任 2014年4月 マルハニチロ株式会社顧問就任 2014年6月 同社監査役就任 2018年10月 エバーアクション株式会社監査役就任 2019年3月 同社取締役(監査等委員)就任 2019年6月 株式会社なとり監査役就任(現任) 2020年9月 エバーアクション株式会社取締役就任 2022年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	桑原 豊	1958年2月4日生	1978年5月 株式会社すかいらく入社 1983年1月 株式会社藍屋入社 1998年10月 ワタミフードサービス株式会社 (現ワタミ株式会社)入社 2004年7月 ワタミダイレクトフランチャイズシステムズ 株式会社代表取締役就任 2008年8月 ワタミフードサービス株式会社 代表取締役社長就任 2009年6月 ワタミ株式会社代表取締役社長就任 2018年7月 フェニックスコーポレーション合同会社 代表社員就任 2018年10月 オールスターズフードサービス株式会社 代表取締役就任(現任) 2018年10月 エバーアクション株式会社取締役就任 2019年3月 同社取締役(監査等委員)就任 2020年9月 同社取締役就任 2020年10月 株式会社ピースマイルプロジェクト 代表取締役社長就任(現任) 2022年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	今田 善和	1956年8月13日生	1980年4月 日本通運株式会社入社 1988年1月 日本マクドナルド株式会社 (現日本マクドナルドホールディングス) 株式会社)入社 2009年1月 HAVI Global Solutions株式会社入社 2010年3月 AQロジスティクス株式会社入社 2013年1月 株式会社フィールドサポート設立 代表取締役就任 2020年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 株式会社かつや監査役就任(現任) フィールドテーブル株式会社 監査役就任(現任) ARCLAND SERVICE KOREA CO.,LTD. 監事就任(現任) アークランドマルハミート株式会社 監査役就任(現任) 2020年5月 株式会社ミールワークス監査役就任(現任) 2020年6月 コスミックダイニング株式会社(現コスミック SY株式会社)監査役就任(現任) 2022年3月 株式会社バックパッカーズ 監査役就任(現任) 2023年2月 エバーアクション株式会社 監査役就任(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	八木 康行	1951年1月19日生	1974年4月 日本マクドナルド株式会社(現日本マクドナルドホールディングス株式会社)入社 2002年3月 同社代表取締役社長兼COO就任 2004年9月 株式会社リンガーハット顧問 2005年5月 同社代表取締役社長就任 2010年9月 学校法人成城学園参与就任 2011年3月 当社監査役就任 2011年4月 学校法人成城学園常務理事就任 2015年3月 当社取締役就任 2016年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	15,000
取締役 (監査等委員)	花房 幸範	1975年5月10日生	1998年4月 青山監査法人入所 2001年7月 公認会計士登録 2009年8月 アカウンティングワークス株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2015年3月 当社監査役就任 2016年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2017年9月 ペプチドリーム株式会社 取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年1月 株式会社ギフトホールディングス 取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年6月 花房・広田税理士法人 代表社員就任 2020年6月 アイザワ証券グループ株式会社 取締役就任(現任) 2021年10月 八丁堀税理士法人代表社員就任(現任)	(注)4	-
計					320,800

(注)1. 取締役古川徳厚、宮部秀雄、桑原豊、八木康行及び花房幸範は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 今田善和、委員 八木康行、委員 花房幸範

なお、今田善和は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報の収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。

3. 監査等委員以外の取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査等委員である取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
岩崎 文昭	1975年8月24日生	1999年4月 青山監査法人入所 2010年12月 弁護士登録 2011年1月 鳥飼総合法律事務所入所 2011年2月 公認会計士登録 2020年1月 鳥飼総合法律事務所 パートナー就任(現任)	-

6. 当社は、意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役職名	氏名
執行役員 開発本部長・立地開発部長	山下 明生
執行役員 人事・総務部長	吉田 威
執行役員 経営企画室室長	大原 聡

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名であり、取締役3名、監査等委員である取締役2名であります。

イ．各社外取締役と当社との人的・資本的・取引関係その他利害関係

社外取締役古川徳厚氏、宮部秀雄氏、桑原豊氏、八木康行氏及び花房幸範氏と当社は、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。また、社外取締役が保有する当社株式の状況は「役員一覧」に記載の通りです。

ロ．社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割及び選任状況についての考え方

古川徳厚氏は、社外取締役として数多くの投資先の経営に関与した経験及び経営者としての見識を活かし、当社の経営に反映していただくことが期待できることから、社外取締役に選任しております。

宮部秀雄氏、桑原豊氏及び八木康行氏は、飲食業界の知識・経験だけでなく、企業経営者としての豊かな経験を活かし、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、社外取締役に選任しております。

花房幸範氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しておられ、また会社役員に就任し企業経営者としての経験もあることから、その知見により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外取締役として選任しております。

なお、社外取締役古川徳厚氏、宮部秀雄氏、桑原豊氏、八木康行氏及び花房幸範氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届出ております。

ハ．社外取締役の独立性に関する当社の考え方

当社は、社外取締役の独立性に関する基準や方針は定めておりませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考しております。また、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、経営の独立性は確保されていると認識しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会へ出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための監視と助言を行っております。また、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携につきましては、常勤の監査等委員が媒介となり、定期的に情報交換を行うことにより、有機的に連携しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名中2名を社外取締役とし、ガバナンスのあり方と運営状況を確認し、取締役会機能を含めた経営の日常的活動の適正性の確保に努めております。監査等委員は取締役会等の重要会議に出席し、経営全般及び個別案件に関して公正な立場から、取締役の職務の執行を監査しております。また、内部監査室、監査等委員会は、会計監査人と連絡・連携し、監査の効率的な実施に努めております。

当事業年度において当社は監査等委員会を22回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
今田 善和(常勤)	22回	22回
八木 康行	22回	22回
花房 幸範	22回	22回

監査等委員会における主な検討事項は、監査の方針、監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、取締役の職務執行の妥当性、会計監査人の再任・不再任及び報酬の同意等であります。

また、常勤の監査等委員の活動として、取締役会等、社内の重要な会議へ出席し、取締役及び使用人の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて稟議書をはじめとする重要な書類の閲覧、取締役及び使用人に対して助言を行うとともに、非常勤監査等委員、会計監査人及び内部統制室との連携を図り、有効な監査に取り組んでおります。

内部監査の状況

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直轄の組織として内部監査室を設置し、3名を配置しております。内部監査室は、本社、店舗及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長及び常勤の監査等委員に報告しております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

PWCあらた有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

18年間

ハ．業務を執行した公認会計士

小沢 直靖

島袋 信一

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他19名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と、その理由を報告します。

ハ．監査等委員及び監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、上述会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日ごろの監査活動等を通じ、経営者・監査等委員・経理部門・内部監査室等とのコミュニケーション、グループ全体の監査、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、PwCあらた有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	31	-	31	-
連結子会社	-	-	-	-
計	31	-	31	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（PwC）に対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬につきましては、監査日数及び当社の業務内容等の諸条件を勘案し、監査法人と相互協議の上で決定しております。

なお、会社法の定めにより監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

ホ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事

当社は、役員報酬の総額について2016年3月25日開催の株主総会決議において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬等限度額は年額15百万円以内と決議しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、2021年2月8日開催の取締役会において以下の通り決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1．基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、担当職務の職責、業務執行状況に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督機能を担う監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	38	38	-	-	-	3
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	5	5	-	-	-	1
社外役員	8	8	-	-	-	5

イ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ロ. 使用人兼務役員の使用人分給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、価格の変動又は配当によって利益を得ることを目的とするものとそれ以外の目的によるものとに区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式への投資は、業務提携、取引関係の維持・強化を目的に、当社の企業価値向上に繋がる銘柄について実施いたします。保有する政策保有株式については、定期的に取り締役会へ報告し、個々の銘柄において保有の便益と当社資本コストを比較して保有の経済合理性を検証しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

ニ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することが出来る体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,924	19,416
売掛金	2,759	3,446
商品及び製品	545	742
原材料及び貯蔵品	205	234
その他	1,147	1,442
貸倒引当金	27	22
流動資産合計	23,554	25,259
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	8,806	9,396
減価償却累計額	3,578	3,708
建物及び構築物(純額)	5,228	5,687
機械及び装置	1,183	1,319
減価償却累計額	835	901
機械及び装置(純額)	347	417
土地	449	405
建設仮勘定	9	12
その他	643	627
減価償却累計額	554	543
その他(純額)	88	83
有形固定資産合計	6,124	6,606
無形固定資産		
のれん	330	185
商標権	244	5
その他	34	43
無形固定資産合計	609	233
投資その他の資産		
投資有価証券	364	398
繰延税金資産	423	612
敷金及び保証金	2,321	2,287
その他	88	67
投資その他の資産合計	3,197	3,365
固定資産合計	9,931	10,205
資産合計	33,486	35,465

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,438	3,017
短期借入金	100	-
1年内償還予定の社債	-	2,009
未払金	454	678
未払費用	1,124	1,227
契約負債	-	396
未払消費税等	240	252
未払法人税等	1,669	760
株主優待引当金	127	121
その他	597	420
流動負債合計	6,753	8,883
固定負債		
社債	2,109	100
受入保証金	861	876
資産除去債務	634	612
その他	69	53
固定負債合計	3,674	1,641
負債合計	10,428	10,525
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,932	1,932
資本剰余金	1,334	1,334
利益剰余金	19,487	21,256
自己株式	79	79
株主資本合計	22,674	24,442
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	21	35
その他の包括利益累計額合計	21	35
非支配株主持分	404	461
純資産合計	23,057	24,939
負債純資産合計	33,486	35,465

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	44,207	1 47,163
売上原価	21,186	23,378
売上総利益	23,020	23,785
販売費及び一般管理費	2 18,114	2 18,852
営業利益	4,905	4,932
営業外収益		
受取利息	9	5
持分法による投資利益	90	42
為替差益	4	-
リベート収入	16	17
協賛金収入	5	3
助成金収入	2,658	478
雑収入	51	48
営業外収益合計	2,835	595
営業外費用		
支払利息	2	0
為替差損	-	5
貸倒引当金繰入額	7	-
雑損失	9	7
営業外費用合計	19	14
経常利益	7,721	5,513
特別利益		
固定資産売却益	16	13
固定資産受贈益	10	24
受取補償金	-	85
その他	2	-
特別利益合計	28	123
特別損失		
固定資産除却損	3 44	3 25
店舗閉鎖損失	4 347	4 372
減損損失	5 2,103	5 524
事務所移転費用	24	-
投資有価証券評価損	-	16
その他	9	0
特別損失合計	2,528	939
税金等調整前当期純利益	5,222	4,696
法人税、住民税及び事業税	2,514	1,687
法人税等調整額	28	48
法人税等合計	2,542	1,639
当期純利益	2,679	3,057
非支配株主に帰属する当期純利益	61	56
親会社株主に帰属する当期純利益	2,617	3,001

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益	2,679	3,057
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	20	47
持分法適用会社に対する持分相当額	3	9
その他の包括利益合計	23	57
包括利益	2,703	3,114
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,641	3,058
非支配株主に係る包括利益	61	56

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,932	1,334	17,730	79	20,917
当期変動額					
連結範囲の変動			1		1
連結子会社株式の取得による持分の増減		0			0
剰余金の配当			859		859
親会社株主に帰属する当期純利益			2,617		2,617
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	1,756	-	1,756
当期末残高	1,932	1,334	19,487	79	22,674

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	45	45	343	21,215
当期変動額				
連結範囲の変動				1
連結子会社株式の取得による持分の増減				0
剰余金の配当				859
親会社株主に帰属する当期純利益				2,617
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23	23	61	85
当期変動額合計	23	23	61	1,842
当期末残高	21	21	404	23,057

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,932	1,334	19,487	79	22,674
会計方針の変更による累積的影響額			277		277
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,932	1,334	19,210	79	22,396
当期変動額					
剰余金の配当			955		955
親会社株主に帰属する当期純利益			3,001		3,001
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,046	-	2,046
当期末残高	1,932	1,334	21,256	79	24,442

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	21	21	404	23,057
会計方針の変更による累積的影響額				277
会計方針の変更を反映した当期首残高	21	21	404	22,780
当期変動額				
剰余金の配当				955
親会社株主に帰属する当期純利益				3,001
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57	57	56	113
当期変動額合計	57	57	56	2,159
当期末残高	35	35	461	24,939

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,222	4,696
減価償却費	658	646
のれん償却額	183	71
貸倒引当金の増減額(は減少)	4	4
株主優待引当金の増減額(は減少)	15	6
固定資産受贈益	10	24
固定資産除却損	44	25
店舗閉鎖損失	347	372
受取補償金	-	85
減損損失	2,103	524
助成金収入	2,658	478
受取利息	9	5
売上債権の増減額(は増加)	153	681
棚卸資産の増減額(は増加)	17	225
その他の資産の増減額(は増加)	150	88
仕入債務の増減額(は減少)	49	576
その他の負債の増減額(は減少)	161	250
その他	74	32
小計	5,730	5,532
利息の受取額	5	0
利息の支払額	2	0
法人税等の支払額	1,996	2,885
助成金の受取額	2,492	683
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,228	3,329
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,294	1,741
有形固定資産の売却による収入	425	63
貸付金の回収による収入	119	-
敷金及び保証金の差入による支出	156	154
敷金及び保証金の回収による収入	162	117
投資有価証券の売却による収入	-	6
その他	15	129
投資活動によるキャッシュ・フロー	759	1,838
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	950	100
長期借入金の返済による支出	716	-
預り保証金の受入による収入	52	34
預り保証金の返還による支出	-	8
配当金の支払額	859	955
その他	25	16
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,499	1,045
現金及び現金同等物に係る換算差額	21	45
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,991	491
現金及び現金同等物の期首残高	15,933	18,924
現金及び現金同等物の期末残高	18,924	19,416

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

株式会社かつや

エバーアクション株式会社

株式会社ミールワークス

フィールドテーブル株式会社

株式会社バックパッカーズ

株式会社トピラダイニング

アークランドマルハミート株式会社

コスミックS Y株式会社

ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO., LIMITED

ARCLAND SERVICE KOREA CO., LTD.

上記のうち、株式会社トピラダイニングについては、エバーアクション株式会社の新設分割により、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に加えております。

なお、前連結会計年度まで連結子会社であったアークダイニング株式会社はエバーアクション株式会社との吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外をしております。

(2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

持分法適用の関連会社の名称

サト・アークランドフードサービス株式会社

Hikari Arcland Food Service Limited

台湾吉豚屋餐飲股份有限公司

(2) 持分法を適用していない関連会社(アサヒダイニング株式会社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

商品及び製品・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～34年

その他の固定資産 5～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（利用可能期間）

商標権 10～15年

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、とんかつ専門店「かつや」を中心とする飲食店の経営及びフランチャイズチェーン（以下「FC」という。）本部の運営を主な事業内容としております。

飲食サービスの提供による収益は、主に飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

各種商品の販売による収益は、FC加盟店に対する食材等の販売や、量販店等への冷凍食品や食肉加工品の製造卸売等であり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、冷凍食品や食肉加工品の一部の製造卸売については、得意先から仕入れた原材料（以下「有償支給品」という。）に対し、加工を行ったうえで仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引（以下「有償支給取引」という。）を行っております。有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該有償支給取引は代理人としての取引に該当すると判断し、加工サービスの提供として加工代相当額のみを収益として認識しております。

FC加盟店に対するFC加盟権の付与・店舗運営指導等に関する収益（FC加盟金及びロイヤルティ収入）は取引の実態に従って収益を認識しており、FC加盟金はFC契約締結時に当該対価を契約負債として計上した後、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識し、ロイヤルティ収入は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

また、当社グループの主要な取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資を含めることとしております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5～15年間の定額法により償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)
 (店舗に係る固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
店舗に係る固定資産()	6,115	6,593

()店舗に係る固定資産及び共用資産等の帳簿価額を含む。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月31日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月31日 至 2022年12月31日)
店舗に係る固定資産に関する減損損失	586	234

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産を主として店舗単位でグルーピングし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された店舗については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該店舗に係る固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、過去の実績を基礎として、既存店舗の過去の業績回復の傾向や不採算店舗に対する投資戦略を考慮して予測を行っております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際にキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、店舗に係る固定資産について減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 加盟金収入

当社グループ各社がフランチャイズ本部としてフランチャイズ加盟店から収受する加盟金、更新料等について、従来は一時点で収益認識しておりましたが、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足としては、契約期間にわたっての認識方法によっております。この結果、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益がそれぞれ61百万円増加し、当連結会計年度末日の固定資産の投資その他の資産の繰延税金資産が106百万円増加し、流動負債の契約負債が396百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は277百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 有償支給取引

連結子会社であるコスミックSY株式会社は、得意先から仕入れた原材料(以下「有償支給品」という。)に対し、加工を行ったうえで仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引(以下「有償支給取引」という。)を行っております。従来は、有償支給取引を有償支給品の加工後の製品の販売として売上高および売上原価を総額で計上しておりましたが、収益認識会計基準等の適用により、有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該有償支給取引は代理人としての取引に該当すると判断し、加工サービスの提供として加工代相当額のみを収益として計上する方法に変更しました。また、有償支給品並びに製品に含む有償支給品の棚卸高を「商品及び製品」並びに「原材料及び貯蔵品」として表示せず、流動資産の「その他」として表示しております。この結果、当連結会計年度の売上高が1,157百万円、売上原価が1,157百万円減少し、当連結会計年度末日の流動資産の商品及び製品が72百万円、原材料及び貯蔵品が11百万円減少し、流動資産のその他が83百万円増加しております。なお、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表への影響は軽微です。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
投資有価証券(株式)	358百万円	398百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給与・賞与・雑給	6,932百万円	7,343百万円
賃借料	2,699	2,795

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
建物及び構築物	36百万円	23百万円
機械及び装置	3	1
その他	4	0
計	44	25

4 店舗閉鎖損失の主な内容は、店舗閉鎖に伴い発生した固定資産に係る損失等であり、なお、当連結会計年度未までに閉鎖の意思決定を行った店舗の資産については回収可能価額との差額を店舗閉鎖損失に含めて計上しております。

5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
(株)かつや (東京都足立区他)	営業店舗	建物等	28
(株)ミールワークス (東京都渋谷区他)	営業店舗	建物等	365
アークダイニング(株) (東京都品川区)	営業店舗	建物等	26
フィルドテーブル(株) (東京都港区他)	営業店舗	建物等	32
(株)バックパッカーズ (東京都港区他)	営業店舗	建物等	109
ARCLAND SERVICE KOREA (大韓民国ソウル市他)	営業店舗	建物等	24
店舗等計			586
-	その他	のれん	1,516
計			2,103

当社グループは、主に管理会計上の区分であり継続的に収支の把握を行っている店舗を基本として、資産のグルーピングを行っています。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである35店舗において、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損損失586百万円（建物及び構築物536百万円、機械及び装置29百万円、その他19百万円）を特別損失に計上しました。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しております。正味売却価額については、実質的に売却等が困難なため零として評価しております。使用価値の算出にあたっては、将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引率の記載を省略しております。

また、その他直営店を展開する株式会社ミールワークスにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛やまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の発令に伴う営業時間の短縮要請等により、2020年12月期及び2021年12月期において当初計画を下回り、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスのため想定されていた収益が見込まれないため、のれんの減損損失1,516百万円を計上しました。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
アーランドサービスホールディングス株式会社(株)（埼玉県さいたま市）	営業店舗	建物等	140
(株)かつや（東京都足立区）	営業店舗	建物等	34
(株)ミールワークス（東京都文京区他）	営業店舗	建物等	41
エバーアクション(株)（東京都北区）	営業店舗	建物等	1
(株)トピラダイニング（東京都新宿区）	営業店舗	建物等	14
店舗等計			234
-	その他	のれん	68
-	その他	商標権	220
その他計			289
計			524

当社グループは、主に管理会計上の区分であり継続的に収支の把握を行っている店舗を基本として、資産のグルーピングを行っています。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである12店舗において、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損損失234百万円（建物及び構築物228百万円、機械及び装置4百万円、その他1百万円）を特別損失に計上しました。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しております。正味売却価額については、実質的に売却等が困難なため零として評価しております。使用価値の算出にあたっては、将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引率の記載を省略しております。

また、その他直営店を展開する株式会社ミールワークス（以下、ミールワークス社）につきましては、2020年12月期に連結子会社としたことに伴い、商標権及びのれんを計上しておりました。当社は、当該商標権及びのれんを含むより大きな単位で、ミールワークス社全体について減損の兆候の判定を行っております。ミールワークス社の業績は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛やまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の発令に伴う営業時間の短縮要請等の解除により、通常営業を再開しましたが、2020年12月期、2021年12月期及び2022年12月期において、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスであるため、減損の兆候が生じております。

当社は当該資産グループについて、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フロー総額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該商標権及びのれん並びにミールワークス社の固定資産の帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失289百万円（商標権220百万円及びのれん68百万円）として特別損失に計上しました。

なお、割引前将来キャッシュ・フローの総額は、当社の取締役会が承認したミールワークス社の事業計画を基礎とし、かつ、当該事業計画に過去の予算達成率及び将来の出店及び閉店についての仮定を反映して算定しております。また、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間は、商標権及びのれんの残存償却年数としております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	20百万円	47百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	3	9
その他の包括利益合計	23	57

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	33,096,000	-	-	33,096,000
合計	33,096,000	-	-	33,096,000
自己株式				
普通株式	1,261,445	-	-	1,261,445
合計	1,261,445	-	-	1,261,445

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	382	12.00	2020年12月31日	2021年3月29日
2021年7月30日 取締役会	普通株式	477	15.00	2021年6月30日	2021年9月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	477	利益剰余金	15.00	2021年12月31日	2022年3月28日

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	33,096,000	-	-	33,096,000
合計	33,096,000	-	-	33,096,000
自己株式				
普通株式	1,261,445	-	-	1,261,445
合計	1,261,445	-	-	1,261,445

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	477	15.00	2021年12月31日	2022年3月28日
2022年7月29日 取締役会	普通株式	477	15.00	2022年6月30日	2022年9月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	477	利益剰余金	15.00	2022年12月31日	2023年3月29日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）	当連結会計年度 （自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
現金及び預金勘定	18,924百万円	19,416百万円
現金及び現金同等物	18,924	19,416

(リース取引関係)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
1年内	167	105
1年超	399	236
合計	566	341

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等や安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主として銀行借入・社債発行により行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、発行体の財務状況等を把握し管理しております。また、一部の株式については、為替変動のリスクに晒されております。

敷金及び保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金・未払金・未払消費税等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来します。

借入金・社債は、主として設備投資に係る資金調達であります。

営業債務・未払法人税等・借入金・社債・受入保証金は資金調達に係る流動性リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、売掛金について、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金について契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券について定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 敷金及び保証金(1)	596	608	11
資産計	596	608	11
(1) 社債	2,109	2,104	4
(2) 受入保証金(1)	97	101	3
負債計	2,207	2,206	1

- (1) 敷金及び保証金、受入保証金には1年内の期限到来分を含めて記載しております。
- (2) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払消費税等、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (3) 非上場株式等については、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」前連結会計年度には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	364
敷金及び保証金	1,797
受入保証金	774

当連結会計年度（2022年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 敷金及び保証金(1)	2,354	2,234	120
資産計	2,354	2,234	120
(1) 社債	2,109	2,107	1
(2) 受入保証金(1)	887	871	15
負債計	2,996	2,979	17

- (1) 敷金及び保証金、受入保証金には1年内の期限到来分を含めて記載しております。
- (2) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払消費税等、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (3) 市場価格のない株式等は、「2. 金融商品の時価等に関する事項」当連結会計年度には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	398

(1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	18,924	-	-	-
売掛金	2,759	-	-	-
敷金及び保証金	73	220	204	120
合計	21,757	220	204	120

当連結会計年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	19,416	-	-	-
売掛金	3,446	-	-	-
敷金及び保証金	261	1,258	392	457
合計	23,124	1,258	392	457

(2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	100	-	-	-	-	-
社債	-	2,009	-	100	-	-
合計	100	2,009	-	100	-	-

当連結会計年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	-	-	-	-	-	-
社債	2,009	-	100	-	-	-
合計	2,009	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	2,234	-	2,234
資産計	-	2,234	-	2,234
社債		2,107		2,107
受入保証金	-	871	-	871
負債計	-	2,979	-	2,979

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

時価について、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

時価について、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受入保証金

時価について、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）及び当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）及び当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）及び当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	130百万円	26百万円
店舗閉鎖損失	72	68
減損損失	297	281
資産除去債務	222	216
前受金	28	31
株主優待引当金	39	37
税務上の繰越欠損金	473	606
その他	277	352
繰延税金資産小計	1,540	1,621
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	473	548
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	470	354
評価性引当額小計 (注) 1	944	903
繰延税金資産合計	596	717
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	92	98
その他	79	7
繰延税金負債合計	172	105
繰延税金資産の純額	423	612

(注) 1. 評価性引当額が41百万円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が75百万円増加、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が116百万円減少したことによるものであり、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額については主に連結子会社である(株)ミールワークスで79百万円増加、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額については主に減損損失を計上した資産の減少49百万円によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	1	10	11	21	428	473百万円
評価性引当額	-	1	10	11	21	428	473 "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	- "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	8	12	22	21	540	606百万円
評価性引当額	-	8	12	13	21	493	548 "
繰延税金資産	-	-	0	9	-	47	57 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.7
住民税均等割	1.4	1.6
評価性引当額の増減額	2.7	0.9
損金不算入ののれん償却額	1.2	0.5
のれん減損損失	8.9	0.4
連結子会社との適用税率差異	4.0	2.8
税務上の繰越欠損金の利用	0.9	-
その他	0.3	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.7	34.9

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ．当該資産除去債務の概要

主に店舗施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は0.05%～2.07%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ．当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
期首残高	612百万円	647百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	38	54
時の経過による調整額	5	5
資産除去債務の履行による減少額	8	95
期末残高	647	612

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)及び当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:百万円)

カテゴリー別	一時点で移転される財 又はサービス		一定の期間に わたり移転さ れる財又は サービス	その他	合計
	本人取引	代理人取引	本人取引		
かつや(国内)	27,862	-	99	-	27,961
からやま・からあげ縁(国内)	9,465	-	84	-	9,550
海外事業	312	-	10	-	323
その他	7,569	1,408	-	-	8,977
顧客との契約から生じる収益	45,209	1,408	193	-	46,812
その他の収益	-	-	-	351	351
外部顧客への売上高	45,209	1,408	193	351	47,163

当社グループでは、FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金について、当該対価を契約負債として計上しており、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約資産はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位:百万円)

	当連結会計年度(期首) (2022年1月1日)	当連結会計年度(期末) (2022年12月31日)
契約負債	450	396

当社グループでは、FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金について、当該対価を契約負債として計上しており、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約資産はありません。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高が含まれていた金額は170百万円であり、過去の期間に充足、または部分的に充足した履行義務から、取引価格の変動等により当連結会計年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額はFC加盟金収入に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当連結会計年度(百万円)
1年以内	152
1年超5年以内	243

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)及び当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)及び当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アーランド株式会社（株式会社東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	711.58円	768.94円
1株当たり当期純利益	82.24円	94.27円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	79.91円	91.61円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,617	3,001
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(百万円)	2,617	3,001
期中平均株式数(株)	31,834,555	31,834,555
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	921,900	921,900
(うち転換社債(株))	(921,900)	(921,900)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	-	-

(注) (会計方針の変更)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は7.45円減少し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ、1.26円及び1.23円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
アーランドサービスホールディングス(株)	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1	2018.8.14	2,009	2,009	-	なし	2023.8.14
コスミックSY(株)	第2回無担保社債	2020.3.19	100	100	0.16	なし	2025.3.19

(注)1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	2,179
発行価額の総額(百万円)	2,009
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2018年8月14日 至 2023年8月13日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)
2,009	-	100	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	100	-	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	10,888	22,179	34,230	47,163
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	1,515	2,766	3,989	4,696
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	974	1,786	2,540	3,001
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	30.61	56.10	79.82	94.27

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	30.61	25.50	23.71	14.46

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,546	10,372
売掛金	2,531	3,078
商品	341	482
前払費用	232	265
未収入金	33	11
関係会社短期貸付金	450	100
その他	406	387
貸倒引当金	0	1
流動資産合計	13,542	14,696
固定資産		
有形固定資産		
建物	407	343
構築物	59	76
機械及び装置	7	5
車両運搬具	0	1
工具、器具及び備品	4	3
土地	136	136
建設仮勘定	0	2
有形固定資産合計	617	569
無形固定資産		
ソフトウェア	33	25
商標権	5	4
その他	0	0
無形固定資産合計	38	29
投資その他の資産		
関係会社株式	3,778	3,778
関係会社長期貸付金	680	740
長期前払費用	41	42
繰延税金資産	88	155
敷金及び保証金	1,455	1,495
その他	0	0
貸倒引当金	680	740
投資その他の資産合計	5,364	5,471
固定資産合計	6,020	6,070
資産合計	19,562	20,767

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,035	2,550
1年内償還予定の社債	-	2,009
未払金	294	1,043
設備関係未払金	93	20
未払費用	118	185
未払法人税等	416	283
預り金	692	677
前受収益	26	27
株主優待引当金	127	121
その他	16	54
流動負債合計	3,823	6,974
固定負債		
社債	2,009	-
受入保証金	256	253
資産除去債務	32	33
長期前受収益	11	10
固定負債合計	2,310	297
負債合計	6,134	7,271
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,932	1,932
資本剰余金		
資本準備金	1,884	1,884
資本剰余金合計	1,884	1,884
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	10,100	10,100
繰越利益剰余金	407	340
利益剰余金合計	9,692	9,759
自己株式	79	79
株主資本合計	13,428	13,495
純資産合計	13,428	13,495
負債純資産合計	19,562	20,767

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	2 20,340	2 26,336
売上原価	2 16,370	2 21,947
売上総利益	3,970	4,388
販売費及び一般管理費	1, 2 2,021	1, 2 2,531
営業利益	1,948	1,857
営業外収益		
受取利息	2 6	2 5
協賛金収入	5	3
受取手数料	2 22	-
雑収入	2	6
営業外収益合計	36	15
営業外費用		
雑損失	-	0
営業外費用合計	-	0
経常利益	1,984	1,873
特別利益		
固定資産売却益	-	0
貸倒引当金戻入額	250	-
特別利益合計	250	0
特別損失		
関係会社株式評価損	1,637	-
店舗閉鎖損失	39	133
減損損失	-	140
その他	1	60
特別損失合計	1,678	334
税引前当期純利益	556	1,538
法人税、住民税及び事業税	638	583
法人税等調整額	424	67
法人税等合計	1,063	516
当期純利益又は当期純損失()	507	1,022

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,932	1,884	1,884	10,100	958	11,058
当期変動額						
剰余金の配当					859	859
当期純損失（ ）					507	507
当期変動額合計	-	-	-	-	1,366	1,366
当期末残高	1,932	1,884	1,884	10,100	407	9,692

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	79	14,795	14,795
当期変動額			
剰余金の配当		859	859
当期純損失（ ）		507	507
当期変動額合計	-	1,366	1,366
当期末残高	79	13,428	13,428

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,932	1,884	1,884	10,100	407	9,692
当期変動額						
剰余金の配当					955	955
当期純利益					1,022	1,022
当期変動額合計	-	-	-	-	67	67
当期末残高	1,932	1,884	1,884	10,100	340	9,759

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	79	13,428	13,428
当期変動額			
剰余金の配当		955	955
当期純利益		1,022	1,022
当期変動額合計	-	67	67
当期末残高	79	13,495	13,495

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～34年

その他の固定資産 5～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年(社内利用可能期間)

商標権 10年

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に食材等の各種商品の販売、子会社に対する経営指導を行っております。

各種商品の販売による収益は、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

子会社に対する経営指導は、子会社の売上等を算定の基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

(拠点に係る固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
拠点に係る固定資産()	617	566

()拠点に係る固定資産及び共用資産等の帳簿価額を含む。

(百万円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
拠点に係る固定資産に関する減損損失	-	140

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、固定資産を主として拠点(子会社等に転貸している外食事業に係る店舗等)単位でグルーピングし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された拠点については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該拠点に係る固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、過去の実績を基礎として、既存拠点の過去の業績回復の傾向や不採算拠点に対する投資戦略を考慮して予測を行っております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際にキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、拠点に係る固定資産について減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる財務諸表等への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表等への影響はありません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	2,849百万円	3,271百万円
長期金銭債権	3	10
短期金銭債務	1,000	1,755
長期金銭債務	39	38

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度29.3%、当事業年度27.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70.7%、当事業年度72.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料・賞与・雑給	277百万円	361百万円
物流費	1,086	1,383
水道光熱費	8	7
賃借料	81	87
減価償却費	17	19

- 2 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	8,407百万円	11,618百万円
仕入高	2,633	2,967
販売費及び一般管理費	0	20
営業取引以外の取引高	24	1

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年12月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
関連会社株式	3,788

当事業年度(2022年12月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
関連会社株式	3,788

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	22百万円	17百万円
組織再編に伴う関係会社株式	89	89
関係会社株式評価損	559	559
資産除去債務	9	10
株主優待引当金	39	37
貸倒引当金	208	227
その他	27	102
繰延税金資産小計	957	1,043
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	864	882
評価性引当額小計	864	882
繰延税金資産合計	92	160
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4	4
繰延税金負債合計	4	4
繰延税金資産の純額	88	155

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.1	2.0
住民税均等割	0.4	0.1
評価性引当額の増減額	155.4	1.2
その他	0.4	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	191.1	33.6

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期 末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	574	140	173 (116)	541	198	33	343
構築物	96	48	25 (24)	119	43	6	76
機械及び装置	14	1	2	13	8	2	5
車両運搬具	4	2	-	6	5	1	1
工具、器具及び備品	18	1	-	19	16	2	3
土地	136	-	-	136	-	-	136
建設仮勘定	0	2	0	2	-	-	2
有形固定資産計	845	197	202 (140)	840	270	46	569
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	64	38	11	25
商標権	-	-	-	30	26	1	4
その他	-	-	-	0	-	-	0
無形固定資産計	-	-	-	95	65	13	29

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

新規出店に伴う建物の増加135百万円、構築物の増加48百万円。

2. 無形固定資産の「期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3. 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	680	60	-	741
株主優待引当金	127	147	153	121

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで								
定時株主総会	3月中								
基準日	12月31日								
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日								
1単元の株式数	100株								
単元未満株式の買取り									
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店 証券代行部								
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社								
取次所									
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額								
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ウェブサイトに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.arclandservice.co.jp/								
株主に対する特典	<table> <tr> <td>1. 株主優待制度の内容</td> <td>年2回、当社指定店舗で利用可能な食事券を以下の基準により贈呈いたします。</td> </tr> <tr> <td>2. 対象株主</td> <td>毎年6月末及び12月末現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上所有の株主</td> </tr> <tr> <td>3. 贈呈基準</td> <td>100株以上 1,100円分 200株以上 2,200円分 1,000株以上 11,000円分</td> </tr> <tr> <td>4. 贈呈時期</td> <td>毎年以下の時期の発送を予定しております。 ・基準日が6月30日の場合は9月中旬 ・基準日が12月31日の場合は3月下旬</td> </tr> </table>	1. 株主優待制度の内容	年2回、当社指定店舗で利用可能な食事券を以下の基準により贈呈いたします。	2. 対象株主	毎年6月末及び12月末現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上所有の株主	3. 贈呈基準	100株以上 1,100円分 200株以上 2,200円分 1,000株以上 11,000円分	4. 贈呈時期	毎年以下の時期の発送を予定しております。 ・基準日が6月30日の場合は9月中旬 ・基準日が12月31日の場合は3月下旬
1. 株主優待制度の内容	年2回、当社指定店舗で利用可能な食事券を以下の基準により贈呈いたします。								
2. 対象株主	毎年6月末及び12月末現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上所有の株主								
3. 贈呈基準	100株以上 1,100円分 200株以上 2,200円分 1,000株以上 11,000円分								
4. 贈呈時期	毎年以下の時期の発送を予定しております。 ・基準日が6月30日の場合は9月中旬 ・基準日が12月31日の場合は3月下旬								

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第29期）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）2022年3月28日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2022年3月28日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第30期第1四半期）（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月10日関東財務局長に提出
（第30期第2四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月10日関東財務局長に提出
（第30期第3四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月9日関東財務局長に提出
- (4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
2022年8月10日関東財務局長に提出
（第30期第1四半期）（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (5) 臨時報告書
2022年3月28日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年3月29日

アーランドサービスホールディングス株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小沢 直靖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島袋 信一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアーランドサービスホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アーランドサービスホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、前連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項として、以下の事項を記載した。

- ・株式会社ミールワークスに係るのれん及び商標権の減損損失の認識の判定
- ・店舗に係る固定資産に対する減損損失の認識の判定

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査等委員会とコミュニケーションを行った事項の中から、特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価した領域の変化、会社が重要な判断を行った財務諸表の領域に関連する当監査法人の重要な判断、当連結会計年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等、また監査における相対的な重要性や会社に特有の事項を考慮して、監査上の主要な検討事項とする事項について検討した。

株式会社ミールワークスに係る商標権及びのれんの減損損失の認識の判定 (【注記事項】(連結損益計算書関係) 5 減損損失)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度において、2020年12月期に株式会社ミールワークス(以下、ミールワークス社)を連結子会社とした際に発生した商標権及びのれんについて、固定資産の減損に係る会計処理を行い、同社に関する商標権の減損損失220百万円及びのれんの減損損失68百万円を特別損失に計上した。</p> <p>会社は、当該商標権及びのれんを含むより大きな単位で、ミールワークス社全体について減損の兆候の判定を行っている。</p> <p>ミールワークス社は、タイ料理専門店「マンゴツリー」を中心に飲食店の経営と飲食店のコンサルティングを行っている。ミールワークス社の業績は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛やまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の発令に伴う営業時間の短縮要請等の解除により、通常営業を再開したが、2020年12月期、2021年12月期及び2022年12月期において、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスになっている。</p> <p>会社は、当該状況を踏まえて、商標権及びのれんを含むより大きな単位である、ミールワークス社の資産グループについて減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の判定を実施した結果、ミールワークス社がのれんの残存償却年数にわたって獲得すると見込まれる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該商標権及びのれん並びにミールワークス社の固定資産の帳簿価額を下回っていたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上した。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの総額は、会社の取締役会が承認したミールワークス社の事業計画を基礎とし、当該事業計画に予算達成率及び将来の出店及び閉店についての重要な仮定を反映して算定されている。この将来の予測は長期にわたるため見積りの不確実性の程度が高く、経営者による主観的な判断や見積りに用いられた重要な仮定の不確実性が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。そのため、当監査法人は、ミールワークス社の取得により認識された商標権及びのれんの減損損失の認識の判定が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、ミールワークス社の取得により認識された商標権及びのれんの減損損失の認識の判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割引前将来キャッシュ・フローの算定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・経営者への質問を実施すると共に、取締役会等の会議体の議事録や関連資料を閲覧することにより、ミールワークス社の直近の事業環境を理解した。 ・経営者が減損損失の認識の判定に用いた割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、算定の基礎となるミールワークス社の事業計画が、会社の取締役会により承認されていることを取締役会議事録の閲覧により確かめた。 ・過年度の事業計画と実績を比較し、未達についてその理由を検討し、翌期以降の事業計画に反映されていることを確かめた。 ・事業計画に対する予算達成率についての仮定が、過去の業績達成率の推移と整合しているか検討した。 ・将来の出店及び閉店についての仮定が、過去の出店及び閉店の実績や取締役会議事録の閲覧等を通じて理解したミールワークス社の事業計画及び将来の出店及び閉店の方針と整合しているか検討した。

店舗に係る固定資産に対する減損損失の認識の判定 (【注記事項】(重要な会計上の見積り)(店舗に係る固定資産の減損))	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、当連結会計年度において、店舗に係る固定資産に関する減損損失234百万円を計上した。その結果、連結貸借対照表に店舗の建物及びその他の資産6,593百万円(減損損失計上後)(連結総資産の18.6%)が計上されている。</p> <p>会社グループが属する外食業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大で再実施されたまん延防止等重点措置が解除となり、通常営業を再開したが、仕入価格の高騰や、営業再開に向けた人員確保のための人件費の上昇等により、厳しい状況が続いている。</p> <p>会社は、店舗に係る固定資産を主として店舗単位でグルーピングし、減損の兆候の有無を判定している。減損の兆候が把握された店舗については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>会社は、減損損失の認識の判定に使用する翌期以降の各店舗の将来キャッシュ・フローについて、過去の実績を基礎として、既存店舗の過去の業績回復の傾向や不採算店舗に対する投資戦略を考慮して予測を行っている。</p> <p>各店舗の将来キャッシュ・フローの見積りは、見積りの不確実性の程度が高く、経営者の主観的な判断を伴うため、当監査法人は、店舗に係る固定資産に対する減損損失の認識の判定が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗に係る固定資産に対する減損損失の認識の判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各店舗の減損の兆候・減損損失の認識の判定・回収可能価額の測定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・経営者への質問を実施し、会社の不採算店舗に対する投資戦略を理解した ・減損損失の兆候の判定資料に集計された各店舗の営業活動から生ずる損益の実績が、正確かつ網羅的であることを確かめた。 ・減損損失の認識の判定資料に集計された各店舗の営業活動から生ずる損益が、経営者により承認されていることを確かめた。 ・不採算店舗に対する投資戦略の仮定が、監査人の理解と整合しているかを確かめるために、過去に減損損失を計上した店舗のその後の業績や撤退の実績を遡及的に検討した。 ・当連結会計年度の店舗に係る固定資産の減損に用いた不採算店舗に対する投資戦略の仮定が、各店舗の将来キャッシュ・フローの見積りに反映されているかを、経営者が承認した減損損失の認識の判定資料を閲覧して確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アークランドサービスホールディングス株式会社の2022年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アークランドサービスホールディングス株式会社が2022年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月29日

アーランドサービスホールディングス株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小沢 直靖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島袋 信一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアーランドサービスホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アーランドサービスホールディングス株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、前事業年度の財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項として、以下の事項を記載した。

・株式会社ミールワークスに係る関係会社株式の評価

当事業年度の財務諸表の監査において、監査等委員会とコミュニケーションを行った事項の中から、特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価した領域の変化、会社が重要な判断を行った財務諸表の領域に関連する当監査法人の重要な判断、当事業年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等、また監査における相対的な重要性や会社に特有の事項を考慮して、監査上の主要な検討事項とする事項について検討した。

拠点に係る固定資産に対する減損損失の認識の判定 (【注記事項】(重要な会計上の見積り)(拠点に係る固定資産の減損))	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度において、拠点(子会社等に転貸している外食事業に係る店舗等)に係る固定資産に関する減損損失140百万円を計上した。その結果、貸借対照表に拠点の建物及びその他の資産566百万円(減損損失計上後)(総資産の2.73%)が計上されている。</p> <p>会社が属する外食業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大で再実施されたまん延防止等重点措置が解除となり、通常営業を再開したが、仕入価格の高騰や、営業再開に向けた人員確保のための人件費の上昇等により、厳しい状況が続いている。</p> <p>会社は、固定資産を主として拠点単位でグルーピングし、減損の兆候の有無を判定している。減損の兆候が把握された拠点については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該拠点の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>会社は、減損損失の認識の判定に使用する翌期以降の各拠点の将来キャッシュ・フローについて、過去の実績を基礎として、既存拠点の過去の業績回復の傾向や不採算拠点に対する投資戦略を考慮して予測を行っている。</p> <p>各拠点の将来キャッシュ・フローの見積りは、見積りの不確実性の程度が高く、経営者の主観的な判断を伴うため、当監査法人は、拠点に係る固定資産に対する減損損失の認識の判定が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、拠点に係る固定資産に対する減損損失の認識の判定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各拠点の減損の兆候・減損損失の認識の判定・回収可能価額の測定の識別及び減損損失の認識の判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ・経営者への質問を実施し、会社の不採算拠点に対する投資戦略を理解した。 ・減損損失の兆候の判定資料に集計された各拠点の営業活動から生ずる損益の実績が、正確かつ網羅的であるかを確かめた。 ・減損損失の認識の判定資料に集計された各拠点の営業活動から生ずる損益が、経営者により承認されていることを確かめた。 ・不採算拠点に対する投資戦略の仮定が、監査人の理解と整合しているかを確かめるために、過去に減損損失を計上した拠点のその後の業績や撤退の実績を遡及的に検討した。 ・当事業年度の拠点に係る固定資産の減損に用いた不採算拠点に対する投資戦略の仮定が、各拠点の将来キャッシュ・フローの見積りに反映されているかを、経営者が承認した減損損失の認識の判定資料を閲覧して確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。